

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年11月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000168号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000074号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年4月5日から同年7月25日まで

私は、昭和58年4月5日からB市内の*中学校に常勤講師として勤務したが、同じように働いていた同年9月からは、厚生年金保険の被保険者の記録があるのに、請求期間の被保険者の記録がない。請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された履歴書及び辞令書により、請求者は、A社の*中学校に臨時職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社において請求者の厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和58年9月1日に資格を取得した21人に照会したところ、19人から回答が得られ、そのうち17人が請求期間に同社の*学校に勤務したと回答しているが、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、上記回答者の一人から提出された給与明細書の写しによれば、請求期間に係る給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社における請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、整理番号に欠番はなく、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は、書類の保存期間経過のため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出の有無及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保管しておらず、当時の状況については不明である旨回答しており、請求者自身も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の書類を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年

金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000223号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000073号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年6月1日から平成6年6月1日まで
平成4年4月1日にA社に入社し、平成6年5月31日に退職したが、厚生年金保険の記録では被保険者資格喪失年月日が平成5年6月1日となっている。私は、平成6年5月31日まで勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に平成4年4月1日から平成6年5月31日まで、勤務していたと主張している。

しかしながら、A社は、請求者について、平成4年4月1日から平成5年5月31日まで同社に勤務していた旨回答しており、同社から提出された「人事発令」により、請求者は、請求期間の始期の前日の同年5月31日付けで同社の辞職が承認されたことが確認できる上、また、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日(同年6月1日)は、請求者の健康保険被保険者資格喪失年月日及び厚生年金基金加入員資格喪失年月日と一致しており、雇用保険の離職年月日と符合している。

また、請求者は、A社に勤務していた期間においてB市に住民登録していた旨陳述しているが、戸籍の附票によると、請求期間中の平成5年6月12日にB市からC市へ住所を異動させている上、雇用保険の記録では、請求期間中の同年7月5日に求職の申込みをしており、請求期間中に基本手当を受給していることが確認できる。

さらに、請求者が同僚として氏名を挙げた者を含む複数の者に照会したが、請求者の具体的な勤務期間を記憶している者はいなかった。

なお、オンライン記録により、請求者は、請求期間において、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納期限内に納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。